

様式第四号（第二条関係）

※※ 第 号	
※ 経 由 町 名 愛 荘 町	※ 町 令和 年 月 日 受付年月日
※ 町 令和 年 月 日 提 出 第 号	※ 町 令和 年 月 日 再 提 出 第 号
児童扶養手当額改定請求書	
(ふりがな) ① 氏 名	② 証 書 第 号 番 号
③ 住 所	滋賀県愛知郡愛荘町
関係書類を添えて、児童扶養手当の額の改定について請求します。 令和 年 月 日 氏 名 ④ 滋賀県知事 様	
※※ 改定却下 令和 年 月 日	※※ 証書作成 令和 年 月 日 改訂 第 号

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は町・県記入欄なので記入する必要はありません。
- ◎ 字は楷書^{かいしよ}ではっきり書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

※※ 手当証書	返還済 ・ 未返還（亡失届 有・無） ・ 全部停止のためなし		
※※ 既支払状況	年 月分まで 全部停止のためなし	※※ 額改定内容	～ 年 月： 円（人） ↓ 年 月～： 円（人）

(ふりがな)			
④ 児童の氏名			
⑤ 個人番号			
⑥ 生年月日		年 月 日	年 月 日
⑦ 請求者との続柄			
⑧ 請求者との同居・別居の別		同居 ・ 別居	同居 ・ 別居
⑨ 監護等を始めた年月日		年 月 日	年 月 日
⑩ 障害の状態の有無		ある ・ ない	ある ・ ない
⑪ 父または母の状況		イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ ル ワ ワ カ ヨ	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ ル ワ ワ カ ヨ
⑫ 父の氏名・生年月日		(年 月 日生)	(年 月 日生)
⑬ 母の氏名・生年月日		(年 月 日生)	(年 月 日生)
父の死亡とき	⑭ 死亡年月日	年 月 日	年 月 日
	⑮ 死亡の原因	業務上 ・ 業務外	業務上 ・ 業務外
	⑯ 死亡時または死亡時直近の勤務先 名 称 所在地		
母の死亡とき	⑰ 死亡年月日	年 月 日	年 月 日
	⑱ 死亡の原因	業務上 ・ 業務外	業務上 ・ 業務外
	⑲ 死亡時または死亡時直近の勤務先 名 称 所在地		
⑳ 父または母の死亡したとき児童が受けることができる公的年金、遺族補償の受給状況	受けることができる } 種類 () 支給停止 基礎年金番号 受けることができない } ・ 年金コード 年 額 (円)	受けることができる } 種類 () 支給停止 基礎年金番号 受けることができない } ・ 年金コード 年 額 (円)	受けることができる } 種類 () 支給停止 基礎年金番号 受けることができない } ・ 年金コード 年 額 (円)
㉑ 児童が加算の対象となっている父または母の公的年金の受給状況	受けることができる } 種類 () 支給停止 基礎年金番号 受けることができない } ・ 年金コード 年 額 (円)	受けることができる } 種類 () 支給停止 基礎年金番号 受けることができない } ・ 年金コード 年 額 (円)	受けることができる } 種類 () 支給停止 基礎年金番号 受けることができない } ・ 年金コード 年 額 (円)
㉒ 父または母が障害で	身体障害者手帳の番号及び障害等級		
	公 的 種類・障害等級		
	年 金 基礎年金番号・年金コード		
父または母の職業または勤務先名			
備 考 (児童が増えることになった理由)			

注意

- 1 ④から㉔までの欄は、新たに手当の支給対象となる児童について記入してください。
- 2 ⑨の欄の「監護等」とは、請求者が母である場合には監護すること、請求者が父である場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、請求者が養育者である場合には養育することをいいます。
- 3 ⑪の欄は、児童の状況について、次に掲げる場合のうち該当する文字を○で囲んでください。
 - イ 父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。以下同様です。）を解消した。
 - ロ 父が死亡した。
 - ハ 父が障害の状態にある。
 - ニ 父の生死が明らかでない。
 - ホ 父が児童を引き続き1年以上遺棄している。
 - ヘ 父が母の申立てにより保護命令を受けた。
 - ト 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
 - チ 母が死亡した。
 - リ 母が障害の状態にある。
 - ヌ 母の生死が明らかでない。
 - ル 母が児童を引き続き1年以上遺棄している。
 - ヲ 母が父の申立てにより保護命令を受けた。
 - ワ 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
 - カ 婚姻によらないで生まれた児童である。
 - コ 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない。
- 4 ⑫から⑮までの欄は、それぞれの児童の父または母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 5 ㉑及び㉒の欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
- 6 ㉑及び㉒の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるときまたは申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 7 ㉑の欄は、新たに手当の支給の対象となる児童が父または母の死亡により「公的年金」または「遺族補償」を受けることができる場合に記入してください。
- 8 ㉒の欄は、新たに手当の支給の対象となる児童が、請求者が母または養育者である場合には父に、請求者が父である場合には母に支給される公的年金の額の加算の対象となっている場合に記入してください。
- 9 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。
 - なお、新たに手当の支給の対象となる児童の父または母と従来からの手当の支給の対象となっていた児童の父または母が同じ時は、ニ及びホの書類は添える必要はありません。
 - イ 新たに手当の支給の対象となる児童の戸籍の抄本とその児童の属する世帯の全員の住民票の写し
 - ロ 請求者が母である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類
 - ハ 請求者が父である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくしているときは、その事実を明らかにすることができる書類
 - ニ 請求者が母または父以外の者である場合は、新たに手当の支給の対象となる児童の父及び母の戸籍または除かれた戸籍の謄本または抄本と請求者がその児童を養育していることを明らかにすることができる書類
 - ホ 新たに手当の支給の対象となる児童またはその父もしくは母が障害の状態にある場合には、医師または歯科医師の診断書、次の傷病によるときには、エックス線直接撮影写真
 - (イ) 呼吸器系結核 (ロ) 肺えそ (ハ) 肺のうよう (ニ) けい肺（これに類似するじん肺症を含みます。） (ホ) じん臓結核 (ヘ) 胃かいよう (ト) 胃がん
 - (チ) 十二指腸かいよう (リ) 内臓下垂症 (ヌ) 動脈りゅう (ル) 骨または関節結核 (ヲ) 骨ずい炎 (ワ) 骨または関節損傷 (カ) その他認定または診査に際し必要と認められるもの
 - ヘ 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
 - (イ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父または母の生死が明らかでない場合
 - (ロ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父または母が引き続き1年以上その児童を遺棄している場合
 - (ハ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父または母がそれぞれ母または父の申立てにより保護命令を受けた場合
 - (ニ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている場合
 - ト 児童もしくは請求者が公的年金もしくは遺族補償を受けることができる場合または児童が加算の対象となっている場合には、その給付を行う者の証明書
- 10 手当の全部または一部が支給停止となっている方で、新たに手当の支給の対象となる児童が児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていることまたは明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。）である方は、併せて児童扶養手当支給停止関係届を提出してください。
- 11 この請求書は、町役場に提出してください。この請求書について分からないことがありましたら、町役場の人に聞いてください。